

園名() ()歳児クラス

様式第1号(第6条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

宜野湾市長殿

令和 年 月 日

保護者氏名 印

※自署の場合は押印は不要です。

国および宜野湾市の法令、裏面の同意事項、その他申請に係る説明書類を遵守することに同意のうえ、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定を申請します。

Application form with fields for applicant name, birth date, sex, address, contact info, and care preferences.

(※) 『保育所等』とは、保育所、認定子ども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。『幼稚園等』とは、幼稚園、認定子ども園(教育部分)をいいます。

Checkboxes for transport, travel, and residence status.

①保護者の状況

Table for guardian status including name, address, and birth date for both parents.

②保育の利用を必要とする理由

Form for reasons for needing care, including a list of reasons and a table for utilization period and days.

【記入上の注意事項】

- この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し、記入のうえ提出してください。
■②「保育を必要とする理由」の欄は、「保育の希望の有無」の欄で「有」にチェックした場合に記入してください。

手当等の受給状況について(※該当する項目にチェックを付けてください。)

■母子・父子世帯 ※以下のいずれも受給していない方は戸籍謄本をご提出ください。

- 児童扶養手当 母子父子医療費助成 遺族年金(※受給証の写し)

■障がい者等と同居されている世帯 ※手帳や受給証の写しもご提出ください。

- 特別児童扶養手当 身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳
 療育手帳 障害基礎年金 (医療型)児童発達支援

■その他

- 生活保護 里親家庭

- 申請児童の出産予定日 令和 年 月 日 ※出生予定で入所申込を行う場合にのみ、ご記入ください。

個人情報に関する同意事項

■以下の事項について、同意できる方はチェックを付けてください。

- 保護者及び申込児童に関する障がい者手帳の有無や手当の受給状況について、当課が関係機関に情報照会を行うことに同意します。
 ※保育料が減免になるかどうかを確認する為の情報照会になります。

【 同 意 事 項 】

1. 個人情報の利用目的

宜野湾市長は、同意者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付利用調整事務、保育料の決定・徴収事務の為に利用する。
 なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

2. 個人情報の収集方法

- (1) 同意者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写 (2) 同意者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
 (3) 同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係人への聴取・資料提供依頼
 (4) 同意者、同意者の親族の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼
 (5) 申請に係る児童の健康、発達状況等に関して関係機関への情報提供依頼
 (6) 申請に係る児童の支給認定証交付利用調整事務、保育料の決定・徴収事務に関して関係機関への必要な情報提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 1の目的のため特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供

【教育・保育施設に提供する個人情報の内容】

- ①氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること
 ②利用者負担額に関すること ③児童の健康、発達状況等に関すること

- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供

- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

4. 支給認定申請・利用申込について

- (1) 支給認定申請に当たって、翌年4月より教育・保育施設利用希望の場合は認定事務が集中し審査に時間を要することから、支給認定証は1月頃に交付いたします。

- (2) 申請内容や添付書類(勤務証明書等)に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収いたします。

5. 保育料について

- (1) 保育料の過誤納があった場合(収納後に減免があった場合)は、その差額を将来の保育料へ充当いたします。ただし、以下の場合については、還付(払い戻し)いたします。

- ①将来に保育料が発生していない場合 ②過年度分の場合 ③既に退所または卒園している場合

※認定こども園及び地域型保育事業所の場合、保育料の徴収は保育施設が行っている為、上記の取り扱いと異なることがあります。